

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第4条の規定に基づき公告します。

2026年(令和8年) 7月 17日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 第150800117号
- (2) 工事名称 南消防署本町出張所（第9分団）新築工事（電気設備工事）
- (3) 工事場所 藤沢市本町四丁目1426番1
- (4) 工事概要

南消防署本町出張所（第9分団）新築に伴う電気設備工事

消防出張所【新営】

屋外【新営】

- (5) 発注工種 電気
- (6) しゅん工期限

2028年（令和10年）1月7日（金）

- (7) 設計金額 事前公表はありません。
- (8) 本案件は2か年の継続案件です。

各会計年度の出来高割合は概ね次のとおりを予定しております。

令和8年度 0%

令和9年度 100%

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、(2)の手続きにより入札参加資格確認通知（以下「確認通知」という。）を受けたものであることを要します。

- (1) 参加資格の要件

- ア この公告の日の前日において、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）令和７・８年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「電気工事」で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- イ この公告の日において、藤沢市税に滞納がないこと。
- ウ この公告の日の前日において、神奈川県内に本店もしくは支店を有すること。
- エ 電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- オ かながわ電子入札共同システム令和７・８年度競争入札参加資格認定時の発注種目経審総合評点が７００点以上であること。
- カ 本工事において、発注工種に係る資格を有する監理技術者を専任で配置できること（本案件については、２０２６年（令和８年）１０月９日（金）において他の工事に従事していないこと。応募時点で他の工事に従事している場合は、後日、当該工事が完了したことが確認できる書類の提出を求める場合があります。）。
- キ 平成２３年度以降以降、電気工事で１件あたり７０,０００,０００円以上の元請施工実績（官公庁の発注に係る工事に限ります。共同企業体施工の場合は、出資比率の持分が３０％以上、かつ７０,０００,０００円以上とします。）を有すること。
- ク この公告の日において、本市の指名停止を受けていないこと。
ただし、この公告の日から落札者の決定日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消します。
- ケ この公告の日において、更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと、又は更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。
ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、参加資格を取り消します。
- コ この公告の日において、個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。
ただし、公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合については、参加資格を取り消します。

(2) 入札参加申請

ア 提出書類及び申請方法

(ア) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）

申請書を受付期間内に、システムにより提出してください。

受付期間は、2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月30日（木）午後5時までです。

(イ) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請調書（以下「調書等」という）

参加資格要件の確認に必要な書類として、調書等を提出期間内に、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法により郵送してください（持参不可）。

なお、調書等に記載した内容を確認できる書類の写し等を必ず添付してください。また、調書等の様式については、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該工事に係る添付書類を参照してください。

提出期間は、2026年（令和8年）7月17日（金）から同年7月30日（木）までです（必着）。

宛先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所財務部契約課

イ 入札参加資格確認の通知

2026年（令和8年）8月6日（木）午後1時までに、申請者のうち入札参

加資格を有する者に競争参加資格確認通知書をシステムにより発行します。

なお、入札参加資格のない者には、その旨の通知書をシステムにより発行します。

3 設計図書に関する事項

入札参加資格の確認申請をしようとする者又は同申請をした者は、本工事に係る設計図書をダウンロード又は閲覧の方法により、工事の内容を確認してください。

(1) ダウンロードする場合

ア ダウンロードする場所

システム内において行ってください。図面データについては、パスワード付zipファイルに格納しています。パスワードは、電子入札システムの調達案件概要【備考欄】から確認してください。なお、図面データはA3サイズで出力してください。

イ 期間

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年8月18日（火）まで。

(2) 閲覧する場合

2026年（令和8年）7月17日（金）から同年8月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に、契約課で閲覧してください（コピー不可）。

4 設計図書等に関する質問

(1) 質問回答

2026年（令和8年）7月30日（木）午後5時までに、システムの質問回答機能を使用し、藤沢市指定の様式（契約課ホームページに掲示の「質問書」）に記載した質問書をシステムにより提出してください。

同年8月3日（月）午後1時までに、質問回答機能にて回答します。

(2) 再質問

前項の質問に関連する内容のみ、再質問を受付します。任意の書式により、2026年（令和8年）8月4日（火）午後1時までに、契約課に連絡のうえFAXにて提出してください。同年8月6日（木）午後1時までに、回答書を競争参加資格確認通知書に添付して発行します。

FAX番号 0466（50）8406（藤沢市財務部契約課宛）

5 入札方法等

(1) この入札は、システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行しますので、入札書を受付期間内に、システムにより提出してください。また、執行にあたっては、電子入札運用基準に基づき行います。

(2) 入札書を受付期間は、2026年（令和8年）8月6日（木）午後1時から同年8月18日（火）正午までです。辞退をする場合は、辞退届をシステムにより提出してください。（理由も入力してください。）

(3) 入札額内訳書をシステムにより入札書に添付して提出してください。入札書に入札額内訳書が添付されていない入札、入札金額と入札額内訳書の金額に相違がある入札、入札額内訳書に記名のない入札については無効とします。
なお、入札額内訳書には、材料費、労務費等を記載してください。
記載がない場合には、入札を無効とする場合があります。

(4) 入札の執行回数は、原則1回としますが、開札の結果、予定価格以下で、かつ失格基準価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合

はシステムにより再入札通知書を発行します。なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1 回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札の入札書締切日時等は再入札通知書に記載します。

- (5) 落札金額の決定にあたっては、入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額を落札金額としますので、入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額とします。
- (6) 指定された入札方法以外の方法で提出されたものは、無効とします。また、入札書の受付締切日時までに入札書が未到達（不着）の場合は、辞退と同様の取扱いとします。
- (7) 入札参加者が入札書の提出後に入札の辞退をしようとする場合は、開札予定日時までに、書面による辞退届を藤沢市財務部契約課へ提出してください。

6 開札の予定日時及び場所

2026 年（令和 8 年）8 月 18 日（火）午後 2 時 15 分に藤沢市役所契約課において開札します。

開札時間については変更となる場合があります。

7 落札保留

(1) 疑義申立及び入札額について

開札後、直ちに落札決定をせず、疑義申立期間中は落札を保留し、保留通知書に落札保留した旨と予定価格以下、失格基準価格以上のうち、一番低い額（税抜）を明示しますので確認してください。

(2) 疑義申立

「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」に基づき、落札保留通知後、2026 年（令和 8 年）8 月 20 日（木）午後 3 時 00 分までを「疑義申立期間」とします。

入札書を提出した者にのみ疑義申立期間に契約課において、金入り設計書を公表します。確認を希望する者は、自社で積算したことのわかる「入札額内訳書」又は、「見積明細書」及び社員証等を提示し、「金額入り設計書確認請求書」を提出のうえ、設計書の確認を行うことができます。確認後、設計内容に疑義を申し立てるときは、契約課ホームページに掲示している「内容確認申出書」を疑義申立期間中に、契約課に提出してください。

(3) 疑義申立期間終了後の落札者の決定について

疑義申立が無い場合は、疑義申立期間終了後に落札決定をいたしますので、落札者はシステムで落札者決定通知を確認後、速やかに契約課で契約手続をしてください。

疑義申立があった場合は、別に定める「藤沢市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱」のとおりとします。

(参考URL)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keiyaku/shigoto/nyusatsu/gaiyo/keyaku.html>

8 落札者の決定等

(1) 落札者決定（(2)の場合を除く。）

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

(2) 調査基準価格

この入札においては、調査基準価格を設けますので、最低価格が調査基準価格に達しない場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上、各入札参加者に通知します。

なお、最低価格者であっても調査基準価格に達しない場合は、落札者とならない場合があります。

(3) 失格基準価格

この入札においては、失格基準価格を設けますので、入札金額が失格基準価格に満たない場合は失格となります。

9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格に掲げる条件を満たさない者の行った入札、申請書及び調書等に虚偽の記載をした者の行った入札、システムの利用規約及び藤沢市契約規則に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

10 入札保証金及び契約の履行保証等

(1) 入札保証金の必要な者には、別途通知します。

(2) 契約の履行保証として、契約金額の10分の1以上の金銭的保証を付するも

のとします。

- (3) この入札に付する工事目的物に係る契約不適合責任期間は、契約書記載のとおりとします。

1 1 契約手続について

契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札決定後、落札者は速やかに契約課で手続をおこなってください。原則として電子契約サービスを利用した契約締結とします。

ただし、必要時期までに契約締結手続きが完了しない場合、電子契約ができない場合があります。

なお、電子契約によらない契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

1 2 前払金及び部分払金

前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の4以内とし、部分払の回数は、1会計年度において3回を限度とします。また、中間前払金については、前払金の支払いを受けた後に地方自治法施行規則附則第3条第3項の要件に該当する場合に請求することができ、中間前払金の額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の2以内とし、前払金及び中間前払金の合計金額は、契約金額における各会計年度年割額の10分の6以内とします。

1 3 談合情報等

この入札において、談合その他不正行為に関する情報があつた場合には、入札の執行を中止し、又は事前抽選くじ入札（入札執行前に抽選をすることにより入札参加者を減じ、その後に行う入札）とすることがあります。

なお、抽選方法等につきましては、その都度決定します。

1 4 監理技術者等の専任要件の緩和

工事現場への監理技術者等の専任義務の緩和として、専任特例による兼務を認めます。

1 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、議会の議決を必要とします。なお、契約の手続きについては藤沢市契約規則第27条の規定に基づき仮契約書により行います。

- (2) 入札の中止等について

談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中

止又は延期することがありますが、この場合に申請者が受けた損失につきましては、本市は一切の補償を行いません。

- (3) かながわ電子入札共同システムのシステム改修等により、申請や入札等が出来なくなる場合もありますのでご注意ください。日程等に変更が生じた場合は、同システムインフォメーションにおいて通知します。
- (4) この公告に定めるもののほか入札方法等については、システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領に定めるところによります。
- (5) 本案件に関連がある南消防署本町出張所（第9分団）新築工事（建築工事）が入札不調、その他の理由により、契約が成立しない場合には、発注者が議案提出を見送ることや本工事の仮契約の解除等を行うことがあります。

この場合において落札者（仮契約の相手方）は、異議を申し立て、又は損害賠償その他一切の請求をすることができません。

- (6) この公告についての問い合わせ先

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

電話番号 0466（22）1125

FAX番号 0466（50）8406

以 上